



講師
Profile

1989年弁護士登録（第二東京弁護士会）。民事、刑事を問わず両分野の事件を広く取り扱う。その中でも痴漢事件には特に精通しており、これまで100件以上の弁護実績を持つ。全国痴漢冤罪弁護団事務局長。

Iwao Ikoma

生駒 巖

代々木総合法律事務所 弁護士



プロ中のプロが明かす 痴漢否認事件の弁護術とは

New Release

平成27年度犯罪白書によれば、電車内の強制わいせつ事案の検挙件数は283件、迷惑防止条例違反事案は3,439件となっています。

最近でも電車内で痴漢を疑われた男性が駅のホームから線路に降りて逃走した事例が報道されるなど、痴漢事件に対する関心はますます高まっています。

ところで、痴漢事件は自白事件と否認事件に大別されますが、今回は、痴漢否認事件の弁護術について、全国痴漢冤罪弁護団の事務局長も務める生駒先生に起訴前弁護を中心に解説していただきました。

痴漢事件の特徴は、目撃者など客観的な証拠がほとんどなく、被疑者と被害者の供述が唯一の証拠となる点にあります。

したがって、否認事件の弁護はこの点に留意した対応が求められます。

例えば、駅で身柄を拘束されている被疑者に対して、その場から立ち去るように指示するのか、それとも駅事務室に同行して潔白を主張すべきと指示するのか、繊維やDNA採取を求められた場合には協力すべきか、また、取調べにおいて黙秘を指示すべきかなどは、弁護士として判断に悩む事柄かと思いますが、これらについて、これまで多くの痴漢冤罪事件に取り組んできた講師ならではの実地の知識を披露いただきました。

また、接見は被疑者の不起訴に向けた弁護活動で非常に重要となりますが、これについても、20項目以上に及ぶ「電車内痴漢事件接見聞き取りチェックリスト」を用意し、接見時にそのまま利用できるようになっています。

ぜひ、この機会にご活用ください。

「警察・検察の主張を覆す！
痴漢事件100件超の弁護術」

CD：5,000円＋税／DVD：7,500円＋税

→詳しくは同封の案内⑤をご覧ください